

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

規

則

市町村に対して交付すべき昭和六十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

三

規則

市町村に對して交付すべき昭和六十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

◇告示
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
新たに生じた土地の確認

町の区域の変更

農業振興地域整備基本方針の変更

土地改良事業の認可（五件）

土地改良法による換地請画の認可申請の適否の決定(件)

地域森林計画の変更

開発行為に関する工事の完了

◆選管告示

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、特別の定めがある場合を除くほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

第三条 市町村民税の所持額に係る市町村ごとの基準税額は、実事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\{(69,323円 \times \alpha) \times A - B - C + D + E\} \times 0.731 \right] \times 0.998353498 \\ (69,323円 \times \alpha) \text{に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。}$$

算式の符号

A 昭和59年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第1に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に別表第2のAの欄に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B 昭和59年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る額に0.978を乗じて得た額

C 昭和59年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「賦課制限により減額される額」欄に係る額に1.338を乗じて得た額

D 昭和59年度市町村税課税状況等の調第16表（退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調）の表側「昭和58年度」のうち「計」欄に係る額に1.175を乗じて得た額

E 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和60年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

a 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のBの欄に定める単位額補正率

(市町村だせん消費税の標準税額の算定方法)

第四条 市町村だせん消費税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\{9,825円 \times (A \times B)\} \times 0.13575 + (C \times D) \times 0.2625 + \{9,675円 \times (C \times D) \times 0.9999\} \times 0.10725 \right] \times 0.999455252 \\ (A \times B) \text{及び}(C \times D) \text{に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。}$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和59年3月1日から3月31日までの間のたばこ売り渡し本数（500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下同じ。）

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9875 \right) \times 1.0022$$

a 当該市町村の区域内における昭和59年3月1日から昭和60年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

b 当該市町村の区域内における昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

c 当該市町村の区域内における昭和59年4月1日から昭和60年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

D 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸

率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.9875) \times 0.9928$$

- a Bのaと同じ。
- b Bのbと同じ。

（電気税の基準税額の算定方法）

第五条 電気税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.997720159$$

算式の符号

A 昭和59年3月1日から昭和60年2月28日までのガス料金（地方税法

（昭和25年法律第226号）第488条に規定する料金相当額を含む。）に係るガス税として、ガス事業者が昭和59年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和59年度中に当該

市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0362) \times 0.8607$$

- a 前記Aと同じ。
- b 昭和57年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

（木材取扱の基準税額の算定に用ひる用途別の素材生産推定量の算定方法）

$$(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0634) \times 1.0597$$

- a 前記Aと同じ。
- b 昭和57年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

（ガス税の基準税額の算定方法）

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.999667862$$

算式の符号

A 昭和59年3月1日から昭和60年2月28日までのガス料金（地方税法

第488条に規定する料金相当額を含む。）に係るガス税として、ガス事業者が昭和59年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0362) \times 0.8607$$

- a 前記Aと同じ。
- b 昭和57年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

第七条 木材取扱の基準税額の算定に用ひる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十六年、昭和五十七年及び昭和五十八年における用途別のある素材生産量の総数を二で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従じ当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、 $\sqrt{\frac{a}{b}}$ の算定の過程及び算定した

数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区	分	素材生産量補正率
パルプ用材として使用されるもの	○	
その他のもの	○・六〇〇六一三	

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.999861241$

算式の符号

A 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第55条の7の規定により、

四

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率

昭和59年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した

(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは
その端数を四捨五入する。)

$$(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.081) \times 1.040$$

前記Aに同じ。

b 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和57年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

別表第一（第三条関係）

課 税 標 準 額 の 段 階	乘 率
五万円以下のもの	五・六八五
五万円を超えて十万円以下のもの	一・七六三
十万円を超えて三十万円以下のもの	一・一八七
三十万円を超えて四十五万円以下のもの	一・〇二六
四十五万円を超えて七十万円以下のもの	一・〇〇九
七十万円を超えて百万円以下のもの	一・〇〇三
百万円を超えて百三十万円以下のもの	一・〇〇二
百三十万円を超えて二百三十万円以下のもの	一・〇〇一
二百三十万円を超えるもの	一・〇〇〇

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和六十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
2 市町村に対しても交付すべき昭和五十九年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則（昭和五十九年十一月~~鳥取県規則第八十号~~）は、廃止する。

別表第二（第三条関係）

市町村民税所得割に係る単位額補正率等

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一五	一・二七一	東郷町	〇・九九五	〇・八一八
米子市	一・〇一〇	一・二〇〇	三朝町	〇・九九五	〇・六六〇
倉吉市	一・〇〇二	〇・九八一	関金町	一・〇〇〇	〇・五六二
境港市	一・〇二七	一・〇四四	北条町	一・〇五二	〇・七三九
国府町	一・〇一〇	〇・八三一	大栄町	一・〇〇六	〇・七五〇
岩美町	一・〇〇六	〇・七三一	東伯町	一・〇三五	〇・七六三
福部村	一・〇三六	〇・六三五	赤崎町	〇・九九二	〇・七七〇
郡家町	一・〇一三	〇・七六三	西伯町	一・〇〇〇	〇・七五四
船岡町	一・〇二八	〇・七一三	会見町	一・〇一八	〇・七五六
河原町	〇・九九六	〇・七四九	岸本町	一・〇三三	〇・七五六
八東町	一・〇一一	〇・七四八	日吉津村	〇・九九九	〇・七五八
若桜町	〇・九九八	〇・七四六	淀江町	一・〇三八	〇・七五〇
佐治村	一・〇一九	〇・五〇六	大山町	一・〇一五	〇・七八八
智頭町	一・〇一五	〇・七二七	名和町	一・〇三七	〇・七三六
高町	一・〇一五	〇・六九三	日南町	一・〇一五	〇・七七八
羽合村	一・〇一二	〇・六二五	江府町	〇・九八六	〇・六七二
青谷町	一・〇二五	〇・七五二	溝口町	一・〇一四	〇・七九八
鹿野町	一・〇一九	〇・七五六	日野町	〇・九八六	〇・八〇五
気高町	一・〇一五	〇・六九三	中山西町	一・〇一四	〇・七四五
泊村	一・〇一七	〇・九九六	大山町	一・〇一四	〇・七九八
羽合村	一・〇一九	〇・九九六	名和町	一・〇一五	〇・七九八
青谷町	一・〇一九	〇・九九六	日南町	一・〇一五	〇・七九八
鹿野町	一・〇一九	〇・九九六	江府町	一・〇一四	〇・七九八
気高町	一・〇一九	〇・九九六	溝口町	一・〇一四	〇・七九八
泊村	一・〇一九	〇・九九六	日野町	一・〇一四	〇・七九八
羽合村	一・〇一九	〇・九九六	中山西町	一・〇一四	〇・七九八
青谷町	一・〇一九	〇・九九六	大山町	一・〇一四	〇・七九八
鹿野町	一・〇一九	〇・九九六	名和町	一・〇一五	〇・七九八
気高町	一・〇一九	〇・九九六	日南町	一・〇一五	〇・七九八
泊村	一・〇一九	〇・九九六	江府町	一・〇一四	〇・七九八

鳥取県規則第四十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

別表第一第一号中(34)を削り、(33)を(34)とし、(19)から(32)までを一ずつ繰り下げ、(18)の次に次のよう加える。
 (19) 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

(19) 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十七条の規定に基づく手数料
 取県条例第二十号）第十七条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十年五月一日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
境港市昭和町九一から九七までの地先	九、〇九九・六七平方メートル

鳥取県告示第八百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町の名称	同上の区域（昭和六十年五月一日現在の地番による。）
昭和町	昭和町の全域 昭和町九一から九七までの地先の公有水面埋立地

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項及び農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十五号）附則第二項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律第五条第二項及び農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第二項後段において準用する農業振興地域の整備に関する法律第四条第七項の規定により、次のとおり告示する。

「次のとおり」は、省略し、鳥取県農林水産部農政課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区が行う土地改良事業（ため池等整備事業福万地区ため池等整備）を昭和六十年八月二十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町土地改良区が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業西伯（江原）地区区画整理）を昭和六十年八月二十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（ため池等整備事業朽尾地区ため池等整備）を昭和六十年八月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十六号

氣高町が行う土地改良事業に係る瑞穂南部地区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年九月三日

鳥取県告示第八百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（ため池等整備事業馬場地区ため池等整備）を昭和六十年八月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和60年9月3日 火曜日

鳥取県公報

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

二 換地計画書の写し

三 縦覧に供する期間

昭和六十年九月四日から二十一日間

四 縦覧に供する場所

気高町役場

五 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

六 縦覧期

鳥取県告示第八百六十八号

保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第九条の規定に基づき、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間

の変更に係る計画書

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画

昭和六十年九月三日から三十日間

三

縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第八百六十九号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十年九月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年九月三日

路線名	区間	供用開始の期日
四三一号 道町二二七八地先まで 境港市昭和町一一九地先から同市上	西尾邑次	昭和六十年九月三日

鳥取県告示第八百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月六日 鳥取県指令受米土維第七百四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ四及び字大波濤

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三

遠藤不動産

遠藤宗一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和六十年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

昭和60年9月3日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5693号 10

- 一 日時 昭和六十年九月五日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 青谷町議会議員一般選挙における審査申立てについて

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

〔定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）〕